

令和6年(2024年)7月18日制定

一般社団法人 日本薬剤疫学会における  
行動規範・倫理綱領

本行動規範・倫理綱領は、一般社団法人 日本薬剤疫学会（以下、本学会）に所属する会員（学生会員、法人会員を含む）に対して、本学会に関する活動を行うにあたって遵守すべき基準について定めるものである。

本会員は、薬剤疫学に関する活動として、医薬品の使用と薬の効果を集団において明らかにし、科学、特に疫学の方法によって得た医薬品の使用実態、有効性、安全性さらに経済性に関する客観的情報を、倫理的な配慮も払いながらタイムリーに発信することをもって社会に貢献するように努める。

## I. 会員の責務

### 1. 会員の基本的責任

会員は、自らが生み出す薬剤疫学に関する専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かし、人類の健康と福祉に貢献する責任を有する。

### 2. 会員の姿勢

会員は、常に正直かつ誠実に判断して行動し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、研究の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立つことを自覚し、研究と社会との関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

### 3. 社会的期待に応える研究

会員は、本学会における科学的真理の解明及び様々な公衆衛生上の課題解決に資する活動を通じ、社会からの期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究資金の使用にあたっては、社会的な期待に基づく付託であることを常に自覚する。

### 4. 説明と公開

会員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究の影響を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

## II. 公正な研究

### 5. 研究活動

会員は、自らの研究の立案から報告までの全ての過程において、本行動規範・倫理綱領の趣旨に沿って誠実に行動する。また会員は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じた功績の認知を得るとともに説明責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

#### 6. 研究対象などへの配慮

会員は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

#### 7. 他者との関係

会員は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

### III. 社会とのかかわり

#### 8. 社会との対話

会員は、社会とのよりよい相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の課題の解決と福祉向上の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

#### 9. 科学的助言

会員は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を乱用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

### IV. 法令・指針（ガイドライン）の遵守など

#### 10. 法令・指針（ガイドライン）の遵守

会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則、関連省庁や学術団体が発行する指針（ガイドライン）等を適切に遵守する。

#### 11. 差別の排除

会員は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条。宗教などによって個人を差別せず、科学的根拠に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

#### 12. 利益相反

会員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

### 附則

本行動規範・倫理綱領は、令和6年7月18日から施行する。

本行動規範・倫理綱領は、日本学術会議声明「科学者の行動規範—改訂版—」（平成25年1月25日）を本会員に該当するように抜粋して準用し、日本薬剤疫学会の研究倫理検討委員会が作成したものである。